



ふるさとの未来へつなぐ人づくり

西予市教育振興基本計画

【変更】

令和6年11月

西予市教育委員会

目次

第1章 西予市教育振興基本計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 本市教育の礎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 申義堂・開明学校・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 田之筋公民館（現田之筋地域づくり活動センター）・・ 3

第2章 西予市の教育の現状

- 1 西予市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 集落の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 学校教育の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 小学校の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 中学校の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 学校再編計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 社会教育の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 地域づくり活動センターの状況・・・・・・・・ 8
 - (2) 図書館の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 文化施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 指定文化財の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (5) スポーツ関係施設の状況・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 教育関係予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4章 取り組むべき施策の展開

- 1 「生きる力」を育む学校教育の推進・・・22
 - (1) 確かな学力の育成・・・22
 - (2) 豊かな心の育成・・・23
 - (3) 健やかな体の育成・・・24
 - (4) 郷土愛を育むふるさと教育の推進・・・25
 - (5) 特別支援教育の推進・・・26
 - (6) 人権・同和教育の推進・・・26
 - (7) 安全・安心な学校づくりの推進・・・27
 - (8) 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化・・・28
 - (9) よりよい教育環境づくりの実現・・・29
- 2 ライフステージに応じた社会教育の推進・・・31
 - (1) 生涯学習の推進～集い・学び・つながる場の創出～・・・31
 - (2) 地域づくり活動センターにおける教育活動の推進・・・33
 - (3) 心豊かでたくましい青少年の育成・・・34
 - (4) 人権・同和教育の推進・・・35
 - (5) 図書館活動の推進・・・37
- 3 人生を豊かにする文化芸術の振興・・・38
 - (1) 文化財の保存と活用・・・38
 - (2) 文化の振興・・・38
 - (3) 文化活動の環境と基盤の整備・・・39
 - (4) 西予市の特色を生かした文化施策の推進・・・41
- 4 健やかな心と体をつくる生涯スポーツの振興・・・42
 - (1) スポーツの普及・推進・・・42
 - (2) スポーツ施設の有効活用とトップアスリート等との交流推進・・・43

第5章 推進体制

- 1 計画推進に向けて・・・45
- 2 進行管理・・・46

(参考資料)

- 1 用語説明・・・47
- 2 西予市教育振興基本計画策定経過・・・54
- 3 西予市教育振興基本計画検討委員会設置要綱・・・57

【用語説明】

本計画書に記載してある用語のうち、カタカナ語や専門的な用語などわかりづらいものについて、本文中の用語の最初に マークで表示し、参考資料 1 用語説明（P47～P53）に五十音順で整理しております。

表紙：西予市の木の「ブナ」（大野ヶ原原生林）の写真を使っています。

【平成 18 年 2 月 1 日制定】

第1章 西予市教育振興基本計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国は、情報化やグローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中にあって、経済の低迷、産業構造の変化、生産年齢人口の減少などの深刻な諸課題を抱えています。また、生活格差の増大や固定化、高齢化の進行、地域社会・家族形態の変容など、国民の生活にも大きな影響が出ています。このことは、西予市においても程度こそ違いますが同じような状況です。

しかしながら、海拔0メートルから1,400メートルまでの標高差を有する本市には、地質遺産、豊かな歴史・文化遺産、多様な生態系など数々のすばらしい地域の宝が存在しており、これらは先人たちの進取の志と、たゆみない努力によって、これまで守り育てられてきました。その結果が、平成21年12月に宇和町卯之町の町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことや、平成25年9月に西予市全域が「四国西予ジオパーク」として、日本ジオパーク委員会から認定を受けたこと、また、平成31年2月に明浜町狩浜の全域及びその地域に接する海域の一部が国の重要文化的景観に選定されたことにつながっています。このように、本市にはこれまで優れた教育文化が培われてきており、これからも継承し続けていかなければならない財産です。また、豊かな教育文化が根付いている本市の住民にとって、子どもたちが夢と希望をもち、本市発展の担い手として健やかに成長していくことは常に大きな願いです。

そこで、本市では、まちづくりの指針となる「第1次市総合計画」の中で、目指すべき将来像として「未来へ輝く ゆめ・ひと・ふれあい西予」を掲げ、関連する多岐の施策を推進することで、その実現に努めてきました。

西予市教育委員会でもこれを受けて、「西予市教育基本方針」を策定し、高い知性と誠実で豊かな人間性をもち、健康でたくましく生き、社会に貢献できる人づくりを目指した学校教育と社会教育を展開しています。

なかでも、特色ある教育活動と安全で信頼される学校経営を推進することにより、「生きる力」を育み、自立して生きていくことができる次代を担う青少年の育成に取り組むことは、これからも重要であると考えています。更に、市民一人ひとりが自発的に学習し、学んだ成果を社会に還元できる社会の構築と、魅力ある地域づくりを実現していくことも重要です。そして、これらの実現には、学校・家庭・地域・行政が幅広い視野に立ち、それぞれの役割や責任を果たしながら、相互に協働・連携していくことが何より大切です。一方、平成18年に改正された教育基本法では、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、わが国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確にされており、これを踏まえた教育施策の展開も求められています。

こうしたことを受けて、西予市教育委員会では、平成26年3月に、学校教育及び社会教育の一層の充実を図るため、第1次市総合計画「夢創造 せいよ21」の理念等と整合性を図りながら、今後目指すべき教育の基本的方向性や重点的に取り組むべき行

政施策を明らかにした「西予市教育振興基本計画」を策定しました。

そして今回、平成 27 年度に策定された第 2 次市総合計画の基本理念が、令和 2 年度に「常に危機感・常にチャレンジ・常に一歩先行く・常に市民と共に手を取りあって」と改訂されたことを踏まえつつ、5 年ごとの実行計画(第 4 章取り組むべき施策の展開)の見直しにより「西予市教育振興基本計画」の変更を行いました。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき策定するもので、前述のとおり、第 2 次市総合計画の基本構想等を踏まえつつ、教育の振興のための施策に関する基本的な方向性や講ずべき施策等を定めています。また、本市の他の関連する計画との整合性も図りながら策定しました。

改正された教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日施行)抜粋

教育振興基本計画は第 17 条に規定されています。

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

基本理念・基本目標は、平成 26 年度の当初策定後 10 年間を見据えたものとし、第 1 期実行計画は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間としていましたが、平成 27 年度に第 2 次市総合計画が策定されたことにあわせて必要な内容の見直しを行いました。

また、令和 6 年度においては、令和 8 年度までの第 2 期実行計画の内容見直しによる変更を行いました。

なお、今後も計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

H26	H27(変更)	H30	H31	R2・R6(変更)	R8
第 1 期実行計画			第 2 期実行計画		

4 本市教育の礎 いしずえ

本市教育の歴史は古く、多くの人々の意欲と努力の積み重ねによって発展してきました。その礎を忘れないため、象徴的な施設を示します。

(1) 申義堂・開明学校

申義堂は、明治2(1869)年に儒学者左氏珠山の弟子や町民によって建てられ、私塾、郷校として使われました。その後、明治5(1872)年の学制発布により開明学校が開校、申義堂はその最初の校舎として10年間使われました。

明治15(1882)年には、町民が建築費の多くを負担し、擬洋風のモダンな校舎が新築されました。現在は、教育資料館として掛図や教科書等が展示され、明治の授業体験などが行われています。平成9(1997)年、国の重要文化財に指定されました。



(2) 田之筋公民館(現田之筋地域づくり活動センター)

田之筋公民館(現田之筋地域づくり活動センター)は、昭和22(1947)年に建設され、名称も『健民館』と名づけて、公民館運動の第一歩を踏み出しました。県内で最も古く、公民館の発祥の地と言われています。



第2章 西予市の教育の現状

1 西予市の現状

本市は、平成16年4月1日に、東宇和郡明浜町・宇和町・野村町・城川町及び西宇和郡三瓶町の5町が合併して誕生したまちです。

(注) 総面積514.34平方キロメートルの広大な面積を有し、西は宇和海に面し、東は四国カルスト台地に連なる山々まで、臨海部から内陸部の平野、そして山間部までの1,400メートルという標高差と変化に富んだ地形から、美しく豊かな自然環境と景観を誇ります。

(注) 令和5年1月1日 国土交通省国土地理院発表 全国都道府県市区町村面積

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成29年から令和5年までの推移をみると、6年間で4,527人減少しています。また、年齢3区分の人口推移を見ると、年少人口、生産年齢人口ともに減少が続いています。年少人口は、6年間で770人の減少となっており、西予市において少子化が進んでいる状況となっています。

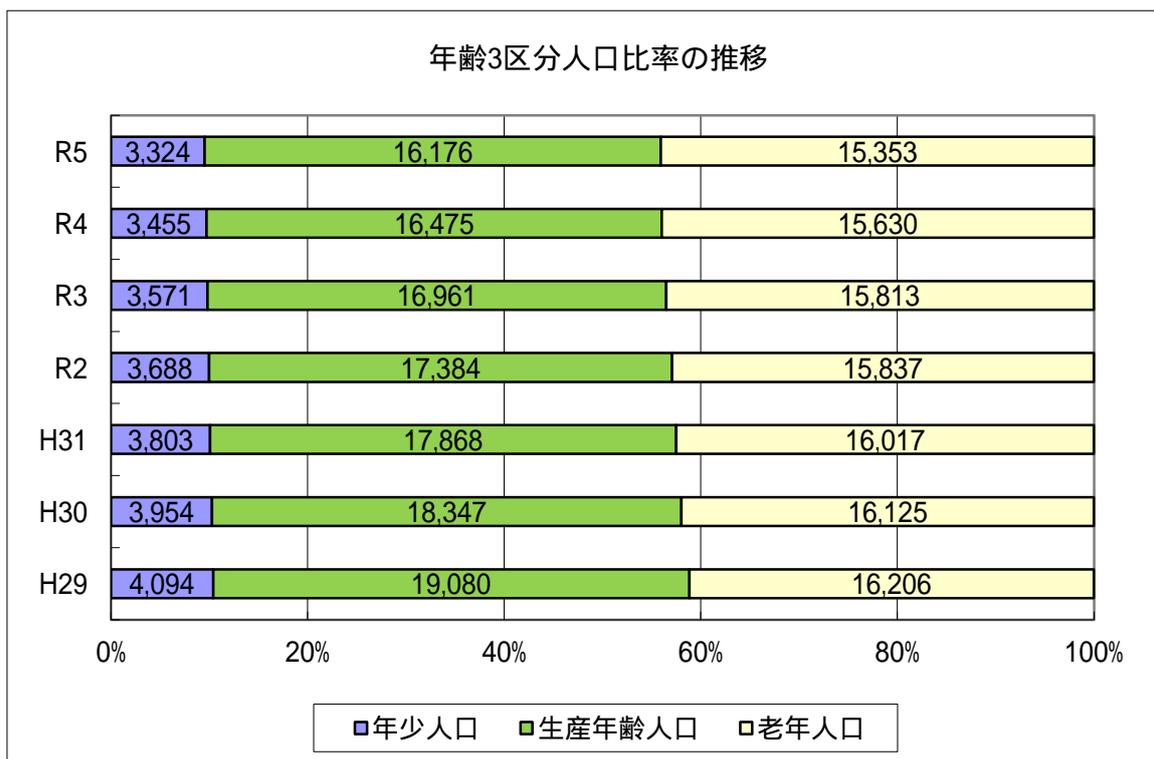
一方、老年人口は平成29年以降増加傾向で推移し、令和5年の総人口に占める割合は、44.1%となっており高齢化が急速に進んでいる状況です。

総人口と年齢3区分人口の推移

(単位：人)

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
総人口	39,380	38,426	37,688	36,909	36,345	35,560	34,853
年少人口(0~14歳)	4,094	3,954	3,803	3,688	3,571	3,455	3,324
比率(%)	10.4%	10.3%	10.1%	10.0%	9.8%	9.7%	9.5%
生産年齢人口(15~64歳)	19,080	18,347	17,868	17,384	16,961	16,475	16,176
比率(%)	48.5%	47.7%	47.4%	47.1%	46.7%	46.3%	46.4%
老年人口(65歳以上)	16,206	16,125	16,017	15,837	15,813	15,630	15,353
比率(%)	41.1%	42.0%	42.5%	42.9%	43.5%	44.0%	44.1%

各年4月1日 住民基本台帳



(2) 集落の状況

本市における集落の状況は、小規模集落が山間地域に点在する形態を有しており、高齢化率は年々上昇し、地域に若い後継者が少なくなっている現状です。その中で、集落内における生活扶助機能が低下し、コミュニティの維持が懸念される状況にあります。

65歳以上が50%を超える集落、いわゆる 限界集落の推移は下表のとおりです。

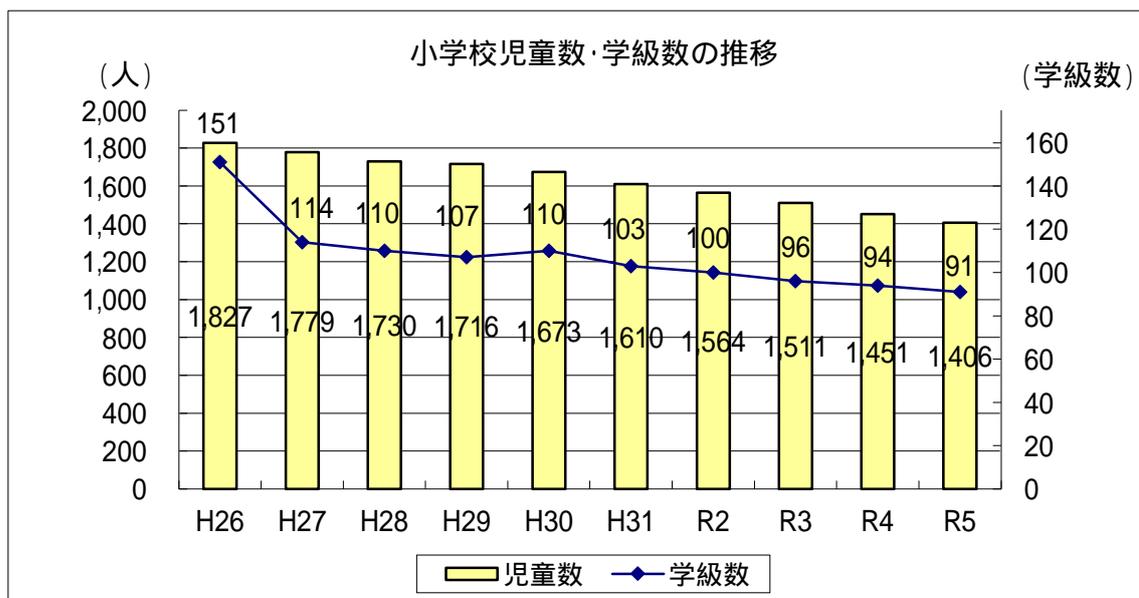
項目	市内集落の状況					
	H30	H31	R2	R3	R4	R5
市内全集落数	332	333	332	330	330	329
限界集落数	141	144	148	156	164	171
限界集落率 (%)	42.5%	43.2%	44.5%	47.2%	49.6%	51.7%
高齢化率 (%)	42.0%	42.5%	42.9%	43.5%	43.8%	44.0%

高齢化率は、65歳以上の住民の割合（住民基本台帳により算出）

2 学校教育の現状

(1) 小学校の状況

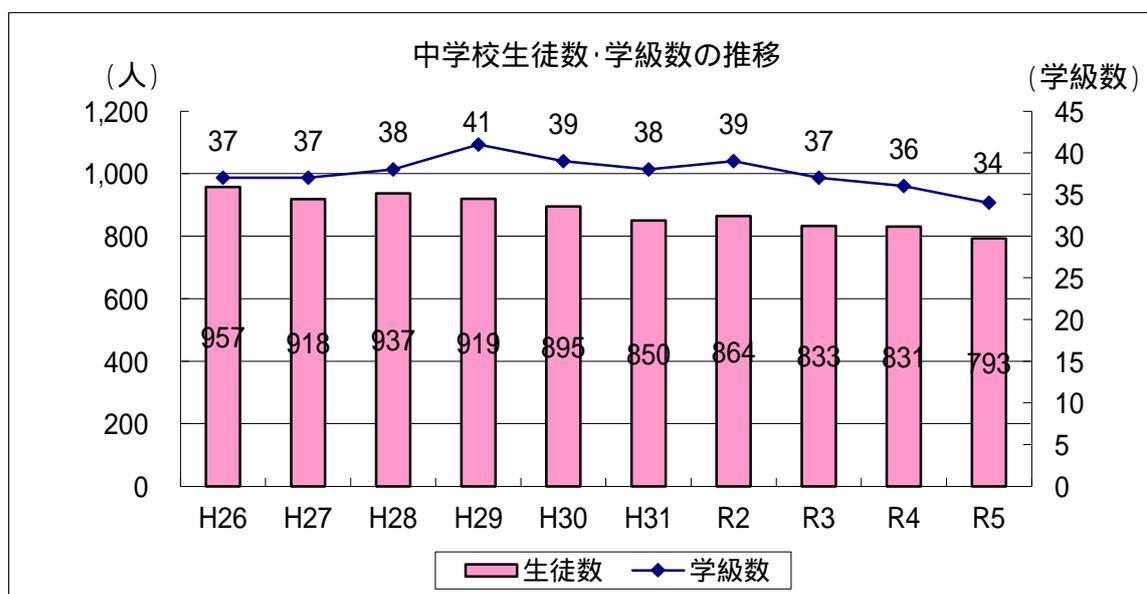
小学校の児童数は減少しており、それに伴い学級数も、平成26年度以降減少しています。学校数は平成18年度に27校ありましたが、小学校再編により令和5年度では12校となっています。



各年5月1日 学校基本調査

(2) 中学校の状況

市内に5校の中学校があり、生徒数が年々減少し、令和5年度には、793人になっています。



各年5月1日 学校基本調査

(3) 学校再編計画

市教育委員会では、過疎化・少子化の進展に伴う学校の小規模化や少人数化など教育環境の著しい変化に対応し、将来に向けて本市教育の確固たる基盤を築き発展させていくため、平成 21 年 10 月に西予市小学校再編計画を策定し、この計画に基づき、市内小学校の適正規模で望ましい教育環境の実現を図るために、学校再編を行ってきましたが、これまでの再編計画を見直すこととし、令和 5 年 3 月に「西予市宇和町地域小学校再編計画書」を策定しました。

将来の児童数の動向や学校施設の状況、さらには時代の変化を注視しながら今後も検討を加えていきます。

○これまでの統合状況

- 平成 26 年 4 月 1 日 三瓶町の三瓶小学校、周木小学校、二木生小学校、蔵貫小学校を三瓶小学校として統合。
下泊小学校は平成 22 年 4 月 1 日蔵貫小学校に統合。
- 平成 27 年 4 月 1 日 野村町の野村小学校、大和田小学校、湊筋小学校、中筋小学校、河成小学校を野村小学校として統合。
- 平成 27 年 4 月 1 日 明浜町の俵津小学校、狩江小学校、高山小学校、田之浜小学校を明浜小学校として統合。
- 平成 28 年 4 月 1 日 城川町の遊子川小学校、土居小学校、高川小学校、魚成小学校を城川小学校として統合。
- 平成 29 年 4 月 1 日 宇和町の明間小学校を皆田小学校に統合。



学校再編検討委員会

3 社会教育の現状

(1) 地域づくり活動センターの状況

令和5年4月から、地域づくり活動センターが27館開設され、市民の生涯学習の拠点施設になっています。施設の状況は下表のとおりです。

【西予市地域づくり活動センター（条例設置）】

番号	施設名	所在地
1	俵津地域づくり活動センター	明浜町俵津3番耕地283番地
2	狩江地域づくり活動センター	明浜町狩浜3番耕地202番地第7
3	高山・宮野浦地域づくり活動センター	明浜町高山甲3678番地
4	田之浜地域づくり活動センター	明浜町田之浜甲1117番地3
5	多田地域づくり活動センター	宇和町河内91番地1
6	中川地域づくり活動センター	宇和町田苗真土2032番地
7	石城地域づくり活動センター	宇和町西山田423番地1
8	宇和地域づくり活動センター	宇和町卯之町三丁目439番地1
9	田之筋地域づくり活動センター	宇和町新城979番地
10	下宇和地域づくり活動センター	宇和町皆田1234番地第1
11	明間地域づくり活動センター	宇和町明間3071番地4
12	野村地域づくり活動センター	野村町野村12号619番地1
13	湫筋地域づくり活動センター	野村町鳥鹿野862番地
14	中筋地域づくり活動センター	野村町高瀬4107番地
15	大和田地域づくり活動センター	野村町阿下2号400番地
16	横林地域づくり活動センター	野村町坂石2571番地
17	惣川地域づくり活動センター	野村町惣川288番地
18	大野ヶ原地域づくり活動センター	野村町大野ヶ原116番地1
19	遊子川地域づくり活動センター	城川町遊子谷2372番地1
20	土居地域づくり活動センター	城川町土居86番地
21	高川地域づくり活動センター	城川町高野子75番地1
22	魚成地域づくり活動センター	城川町魚成3680番地
23	三瓶地域づくり活動センター	三瓶町朝立1番耕地337番地13
24	二木生地域づくり活動センター	三瓶町二及2番耕地683番地1

25	周木地域づくり活動センター	三瓶町二及2番耕地 683番地1
26	蔵貫地域づくり活動センター	西予市三瓶町蔵貫浦 672番地
27	下泊地域づくり活動センター	西予市三瓶町下泊 779番地1

(2) 図書館の状況

図書館は、西予市図書交流館(まなびあん)のほか、野村分館、三瓶分館、明浜分館があり、地域づくり活動センター併設として高川分館、遊子川分館、土居分館、魚成分館があります。なお、城川分館は令和2年3月20日に閉館となっております。

貸出冊数は平成31年度において186,553冊となっており、各年度貸し出し状況は下表のとおりです。

施設名	所在地	H31	R2	R3	R4	R5
西予市図書交流館 (まなびあん)	宇和町卯之町一丁目 245番地1	98,647	89,863	98,025	90,441	101,041
〃 野村分館	野村町野村11号35番 地1	50,114	40,111	40,243	39,655	41,003
〃 三瓶分館	三瓶町朝立1番耕地 337番地13	36,114	26,399	24,437	24,929	23,756
〃 明浜分館	明浜町高山甲3678番 地	734	719	984	2,422	2,308
〃 城川分館	城川町下相951番地	60	-	-	-	-
〃 高川分館	城川町高野子75番地1	335	230	183	213	181
〃 遊子川分館	城川町遊子谷2372番 地1	73	104	72	50	72
〃 土居分館	城川町土居86番地	329	349	241	169	202
〃 魚成分館	城川町魚成3680番地	147	184	168	169	137

(単位：冊)

(3) 文化施設の状況

市内には、宇和米博物館、ギャラリーしろかわなど、多くの文化施設があります。利用者数は下表のとおりです。

(単位：人)

施設名	所在地	H31	R2	R3	R4	R5
宇和米博物館	宇和町卯之町二丁目 24 番地	9,485	5,755	6,556	9,460	9,052
先哲記念館	宇和町卯之町四丁目 327 番地	4,814	3,287	1,897	3,525	4,710
開明学校	宇和町卯之町三丁目 109 番地	6,158	4,749	2,943	4,742	5,636
宇和民具館	宇和町卯之町三丁目 106 番地					
明浜歴史民俗資料館	明浜町高山 461 番地 1	61	117	213	156	136
城川歴史民俗資料館	城川町下相 568 番地	456	155	-	745	1,347
ギャラリーしろかわ	城川町下相 680 番地	7,805	1,723	4,445	7,228	6,595
四国西予ジオミュージアム	城川町下相 945 番地	-	-	-	38,300	26,244
宇和文化会館	宇和町卯之町三丁目 444 番地	38,912	15,113	14,546	21,788	8,601
三瓶文化会館	三瓶町朝立 1 番 耕地 337 番地 13	23,702	15,833	12,512	15,201	20,065
俵津文楽会館	明浜町俵津 2 番 耕地 996 番地第 2	1,135	271	161	401	716
朝立会館	三瓶町朝立 1 番 耕地 360 番地 1	3,280	1,043	617	1,046	1,357

(4) 指定文化財の状況

市内には、先人たちが培ってきた歴史・文化が脈々と受け継がれ、現在も数多くの有形・無形文化財が残されています。指定件数は次表のとおりです。

(単位：件)

区分	国	県	市
指定文化財	4	26	205
選定文化財	2		
選択文化財	4		
登録文化財	10		
合計	20	26	205

(5) スポーツ関係施設の状況

市では、第2次西予市スポーツ振興計画の中で、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツの振興に努めています。市内の主なスポーツ施設の状況及び利用者数は下表のとおりです。

(単位：人)

施設名	位置	H31	R2	R3	R4	R5
明浜運動場	明浜町俵津9番耕地136番地	654	794	368	588	459
明浜西運動場	明浜町宮野浦甲27番地	240	1,560	1,560	0	100
明浜狩江地区グラウンド	明浜町狩浜2番耕地1350番地	540	0	0	64	190
明浜田之浜地区グラウンド	明浜町田之浜甲1234番地1	25	1,895	2,072	1,800	216
明浜西体育館	明浜町宮野浦甲27番地	736	200	130	675	570
明浜狩江地区体育館	明浜町狩江2番耕地1350番地	2,124	1,448	1,322	1,887	1,607
明浜高山地区体育館	明浜町高山甲3420番地	246	0	705	377	566
明浜田之浜地区体育館	明浜町田之浜甲1234番地1	254	112	459	687	483
宇和運動公園	宇和町卯之町三丁目517番地	93,437	36,128	35,234	38,198	40,801

体育館 陸上競技場 テニスコート 多目的グラウンド プール						
宇和明間地区 グラウンド	宇和町明間 1065 番地 1	-	-	-	-	655
宇和明間地区 体育館	宇和町明間 1065 番地 1	0	384	268	-	644
宇和柔剣道場	宇和町下松葉 629 番地 2	961	960	855	1,177	1,064
宇和球場	宇和町卯之町五 丁目 118 番地	4,413	6,846	8,571	7,066	5,115
野村運動公園 グラウンド テニスコート	野村町野村 13 号 366 番地 外	2,868	8,868	9,826	11,739	17,468
野村球場	野村町野村 13 号 366 番地	-	-	-	-	-
野村貝吹地区 グラウンド	野村町鎌田 321 番地	72	0	0	0	0
野村横林地区 グラウンド	野村町予子林 5557 番地 1	238	0	0	59	42
野村惣財久地 区グラウンド	野村町平野 23 番地	3,710	0	0	2,752	2,305
野村大和田地 区グラウンド	野村町阿下 2 号 428 番地	0	0	0	1,320	580
野村溪筋地区 グラウンド	野村町烏鹿野 491 番地	1,298	0	0	473	573
野村中筋地区 グラウンド	野村町高瀬 4098 番地	687	0	0	2,116	1,296
野村河成地区 グラウンド	野村町予子林 5192 番地 1	711	0	0	279	299
野村大和田地 区体育館	野村町阿下 2 号 428 番地	1,655	1,658	1,562	2,453	2,305
野村溪筋地区	野村町烏鹿野 870	1,319	427	46	122	555

体育館	番地					
野村中筋地区 体育館	野村町高瀬 4098 番地	1,362	0	0	513	569
野村河成地区 体育館	野村町予子林 5192 番地 1	671	523	369	411	455
野村プール	野村町阿下 6号 22 番地	659	0	147	403	348
乙亥会館 多目的ホール 相撲練習場	野村町野村 12 号 10 番地					
城川総合運動 公園 農業者トレーニング センター グラウンド テニスコート	城川町土居 30 番 地 2 外	0	4,021	2,017	3,687	4,359
城川遊子川地区 グラウンド	城川町遊子谷 3160 番地	-	-	130	60	80
城川土居地区 グラウンド	城川町土居 86 番 地	0	0	0	0	0
城川高川地区 グラウンド	城川町高野子 806 番地	-	-	360	471	465
城川遊子川地区 体育館	城川町遊子谷 3160 番地	0	0	0	0	0
城川土居地区 体育館	城川町土居 86 番 地	0	0	0	0	0
城川高川地区 体育館	城川町遊子谷 3160 番地	0	0	0	0	30
城川西広場	城川町魚成 5673 番地 1	-	-	-	-	-
三瓶庭球場	三瓶町津布理 8 番 地 1	880	330	154	5,294	5,653
三瓶武道場	三瓶町津布理 413 番地 1-2	488	419	218	334	499
三瓶南グラウンド	三瓶町皆江 329 番 地	494	418	514	695	524

三瓶下泊地区 グラウンド	三瓶町下泊 779 番 地 1	0	0	0	0	0
三瓶蔵貫地区 グラウンド	三瓶町蔵貫浦 491 番地	10	150	0	250	2
三瓶二及地区 グラウンド	三瓶町二及 2 番耕 地 466 番地	4	0	48	-	-
三瓶周木地区 グラウンド	三瓶町周木 6 番耕 地 247 番地 1	347	244	70	0	0
三瓶体育館	三瓶町津布理 37 番地 1	11,389	8,692	8,281	10,679	9,845
三瓶下泊地区 体育館	三瓶町下泊 779 番 地 1	471	223	159	72	239
三瓶蔵貫地区 体育館	三瓶町蔵貫浦 491 番地	927	979	531	670	961
三瓶二及地区 体育館	三瓶町二及 2 番耕 地 466 番地	1,456	433	188	35	86
三瓶周木地区 体育館	三瓶町周木 6 番耕 地 247 番地 1	60	0	0	53	18

4 教育委員会

(1) 組織

西予市教育委員会では、毎月1回の定例会議と必要に応じて臨時会議を開催しています。会議では、教育基本方針の策定、教育委員会規則及び規程の制定や改廃、教科用図書の採択のほか、教育予算、その他市議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることなどの委任事務を執行しています。会議は、傍聴規則の規程に基づき、教育長の許可を得て傍聴することができます。

また、教育長・教育委員は各種関係機関による協議会、各種行事等へ出席するとともに、教育長・教育委員全員で学校訪問や行政視察なども行っています。

西予市教育委員会事務局は、現在、教育総務課、学校教育課、まなび推進課の3課7係体制で教育行政を推進しています。

(2) 教育関係予算

教育費の平成31年度から令和5年度の予算の状況は下表のとおりです。

一般会計の内訳（当初予算）

（単位：千円）

	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比								
議会費	202,145	0.6%	190,232	0.6%	178,296	0.6%	178,181	0.6%	178,723	0.6%
総務費	3,889,614	11.8%	3,685,875	12.2%	4,800,505	15.7%	4,449,001	14.0%	3,734,586	13.1%
民生費	7,284,441	22.0%	7,387,116	24.4%	7,268,575	23.8%	7,452,044	23.5%	7,657,305	26.9%
衛生費	2,164,226	6.5%	2,300,003	7.6%	2,888,069	9.5%	2,709,482	8.5%	2,351,265	8.3%
労働費	26,581	0.1%	21,906	0.1%	14,053	0.0%	17,757	0.1%	17,518	0.1%
農林水産費	2,402,369	7.3%	2,432,560	8.0%	2,655,916	8.7%	3,439,462	10.8%	2,427,700	8.5%
商工費	671,161	2.0%	658,869	2.2%	956,079	3.1%	643,336	2.0%	854,716	3.0%
土木費	3,139,730	9.5%	1,912,183	6.3%	2,808,947	9.2%	2,717,098	8.6%	2,186,957	7.7%
消防費	2,480,833	7.5%	2,056,418	6.8%	1,327,979	4.3%	1,882,640	5.9%	1,730,333	6.1%
教育費	2,615,652	7.9%	3,098,137	10.2%	2,445,101	8.0%	3,070,994	9.7%	2,064,066	7.2%
災害復旧費	4,221,106	12.8%	1,910,575	6.3%	398,386	1.3%	265,916	0.8%	182,784	0.6%
公債費	3,650,727	11.0%	4,137,553	13.7%	4,305,002	14.1%	4,417,251	13.9%	4,421,415	15.5%
その他	302,415	0.9%	512,573	1.7%	492,092	1.6%	516,838	1.6%	662,632	2.3%
合計	33,051,000	100.0%	30,304,000	100.0%	30,539,000	100.0%	31,760,000	100.0%	28,470,000	100.0%

目的別教育費内訳（当初予算）

（単位：千円）

	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比								
教育総務費	330,040	12.6%	369,454	11.9%	385,317	15.8%	438,488	14.3%	393,706	19.1%
小学校費	363,445	13.9%	445,238	14.4%	361,847	14.8%	336,197	10.9%	537,913	26.1%
中学校費	175,259	6.7%	257,104	8.3%	180,420	7.4%	343,166	11.2%	171,766	8.3%
幼稚園費	59,290	2.3%	65,795	2.1%	65,844	2.7%	59,222	1.9%	63,735	3.1%
社会教育費	741,240	28.3%	740,537	23.9%	643,068	26.3%	789,479	25.7%	176,809	8.6%
文化振興費	318,542	12.2%	407,138	13.1%	355,802	14.6%	372,256	12.1%	320,085	15.5%
保健体育費	627,836	24.0%	812,871	26.2%	452,803	18.5%	732,186	23.8%	400,052	19.4%
合計	2,615,652	100.0%	3,098,137	100.0%	2,445,101	100.0%	3,070,994	100.0%	2,064,066	100.0%

教育費のうち、保健体育費の令和2年度の増大は、せいよ東給食センター建設事業によるものです。

また、令和4年度における増大は、宇和運動公園管理運営事業や新型コロナウイルス感染症対策事業による施設の改修や整備工事によるものです。

せいよ東給食センター



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

西予市教育振興基本計画では、本市の教育について、おおむね10年先を見据えて次の基本理念を掲げます。

ふるさとの未来へつなぐ人づくり

まちは「人」により支えられ、「人」は家庭教育に始まり、幼児教育・学校教育・社会教育へと続く生涯にわたる学習環境の中で育てられます。

その際、学習の大切な要素となるのは、生まれ育った地域の人や自然・文化・伝統等であり、「人」はこれらの要素との関わりを通して、自らの思考力・判断力・表現力を向上させ、知的好奇心を高め、自立心や豊かな心を育てていきます。

人づくりの基礎となる教育は、主体的な「学び」によって保障される営みであり、この「学び」によって、自らの生き方について考え、実践する力を養うという重要な役割を担っています。

市民に古くから生まれ、受け継がれてきた温かい心と人と人とのつながりの強さは、次の時代に引き継ぐべき本市の優れた特性です。この特性を生かし、西予市を誇りに感じ、「ふるさとの未来」を思い、次代を担う「人づくり」を推進します。

そして、学校・家庭・地域・行政が幅広い視野でそれぞれの役割や責任を果たしながら、相互に協働・連携して『ふるさとの未来へつなぐ人づくり』を目指します。

2 基本目標

夢を育み 未来へつなぐ 西予っこ

「生きる力」の育成を基盤とした教育を推進するため、学校や家庭、地域が連携・協力し、よりよい社会づくりに自ら関わっていける社会参画力を育む教育を推進します。また、ふるさと教育を通して郷土を愛する心を育てるとともに、グローバル化が進展する中で、国際社会に対応できる児童生徒の育成に努め、未来につながる教育を推進します。

ふるさとを愛し 生涯現役 西予びと

市民が生涯現役として、ふるさと西予の豊かな自然、歴史、文化を学習し、ふるさとに誇りを持って積極的にまちづくりへ参画できるよう、生涯学習の場の充実と活躍できる場の提供に取り組みます。

3 重点目標

1 「生きる力」を育む学校教育の推進

学校・家庭・地域の連携・協力により、児童・生徒に、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく身に付けさせ、社会の一員としてたくましく生きていく力を育成します。

2 ライフステージに応じた社会教育の推進

少子化・高齢化・核家族化が一般化している現代において、家庭・地域・行政が役割を明確にし、市民一人ひとりが自発的に学習し学んだ成果を社会に還元できる社会（地域）づくりの向上を目指します。

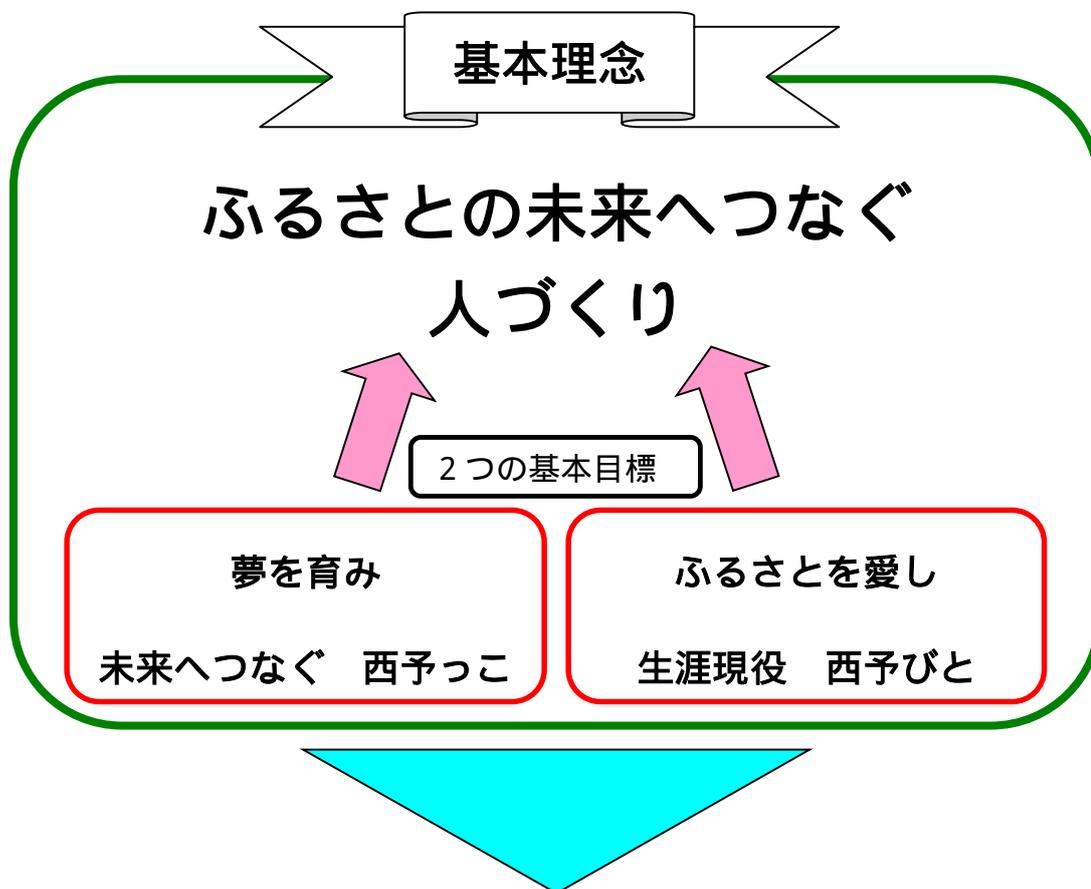
3 人生を豊かにする文化芸術の振興

市民共有の貴重な財産である歴史、文化、文化財などについて、調査・研究のうえ保存、活用し、市民が文化財に親しむ機会を創出します。また、市民の芸術文化活動を支援し、鑑賞の機会を提供します。

4 健やかな心と体をつくる生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで、年齢、性別、健常者・障がいのある人の区別なく、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめるような生涯スポーツ社会の実現を目指します。

4 全体像



【4つの重点目標】

- 1 「生きる力」を育む学校教育の推進
- 2 ライフステージに応じた社会教育の推進
- 3 人生を豊かにする文化芸術の振興
- 4 健やかな心と体をつくる生涯スポーツの振興

5 施策の体系

基本目標：夢を育み 未来へつなく 西予っこ

重点目標	施策	事務事業等
1 「生きる力」を育む 学校教育の推進	(1) 確かな学力の育成	学力向上推進計画の策定と一人ひとりに応じた学習指導の充実 学校・家庭・地域との連携 I C Tの活用と情報教育の推進
	(2) 豊かな心の育成	道徳教育の充実 互いの関わりを大切にされた集団活動の充実 情報モラル教育の充実といじめ根絶に向けた取組の充実
	(3) 健やかな体の育成	体力の維持・向上と基本的な生活習慣の定着 学校給食の充実
	(4) 郷土愛を育むふるさと教育の推進	地域と連携した教育活動の推進 四国西予ジオパークを生かした学習活動の推進
	(5) 特別支援教育の推進	個に応じた学習及び生活支援に向けた校内体制の充実 学校・家庭・関係機関・地域の連携による特別支援教育の充実
	(6) 人権・同和教育の推進	仲間意識に支えられた集団づくり 進路を保障する教育の実践 同和問題学習をはじめとするさまざまな人権学習の推進
	(7) 安全・安心な学校づくりの推進	防災教育の推進 学校や地域での安全確保の推進
	(8) 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化	自発的に取り組む研修活動 授業力の向上 学校組織の活性化 服務規律の徹底
	(9) よりよい教育環境づくりの実現	放課後の子育て支援 放課後や休日の子育て支援の充実 校舎の改築及びI C T設備の整備等 小中連携教育の推進 コミュニティ・スクールの推進

○基本目標：ふるさとを愛し 生涯現役 西予びと

重点目標	施策	事務事業等
2 ライフステージに応じた 社会教育の推進	(1) 生涯学習の推進～集い・学び・つながる場の創出～	生涯を通じた多様な学習機会の提供
	(2) 地域づくり活動センターにおける教育活動の推進	地域と連携した地域づくり活動センター活動の充実 社会教育関係団体への支援と連携 ○西予市結婚推進委員会の取組
	(3) 心豊かでたくましい青少年の育成	青少年健全育成体制の強化 家庭、地域の教育力の向上 国際化・情報化など社会情勢に適應した取組の推進
	(4) 人権・同和教育の推進	学習機会の拡充と啓発活動の充実 人権・同和教育推進体制の充実及び指導者の育成 豊かな人権感覚を育成する教育・啓発の充実
	(5) 図書館活動の推進	読書活動の普及啓発 図書館サービスの充実
3 人生を豊かにする文化芸術の振興	(1) 文化財の保存と活用	文化財・文化遺産の保存と活用 文化財の継承と次世代を担う人材の育成
	(2) 文化の振興	文化の継承と次世代を担う人材の育成 文化芸術、生活文化の振興
	(3) 文化活動の環境と基盤の整備	文化施設の整備・充実
	(4) 西予市の特色を生かした文化施策の推進	古代ロマンの里構想の推進 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存計画の推進 四国西予ジオパークと連携した文化施策の推進 文化的景観保護推進事業の推進
4 健やかな心と体をつくる 生涯スポーツの振興	(1) スポーツの普及・推進	生涯スポーツの普及と活動支援 スポーツ施設の整備・充実
	(2) スポーツ施設の有効活用とトップアスリート等との交流推進	競技スポーツの振興 関係施設の整備・充実

第4章 取り組むべき施策の展開

1 「生きる力」を育む学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

子どもが自ら学び考える力を育めるよう、学習指導の充実を図るとともに、学校と家庭との連携により、学習・生活習慣の確立を図り、確かな学力の定着と向上に努めます。

現状と課題

基礎的・基本的な知識・技能の習得や、それを活用して、自ら考え、判断し、表現する力の育成、さらに、意欲的に学習に取り組む態度が求められています。各学校においては、教職員の共通理解のもと、全校体制で授業改善をはじめとする学習指導や体験活動等の一層の充実を図っています。

一方で学力の個人差が見られ、個に応じた指導の充実が課題となっています。

主な取組

学力向上推進計画の策定と一人ひとりに応じた学習指導の充実

各学校の実態や各種調査結果を踏まえた学力向上推進計画を策定します。

また、一人ひとりの学習状況に応じた個別指導や少人数指導などの充実に努めます。

学校・家庭・地域との連携

望ましい学習習慣や生活習慣の定着を図るため、学校と家庭との連携の推進に努めます。

コミュニティ・スクールを生かして、さらに高まる地域の教育力や四国西予ジオパークを生かした地域学習を通し、体験活動や問題解決的学習の展開と学習の意欲化に努めます。

ICTの活用と情報教育の推進

ICTの効果的活用による知的好奇心を喚起する授業を展開したり、情報活用能力や情報モラルの向上を図ったり、子どもの「生きる力」の育成に努めます。



ICTを活用した算数の授業



電子黒板を使った授業

(2) 豊かな心の育成

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、好ましい勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための心の教育の充実を図ります。

現状と課題

本市においても、都市部と同様に少子化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化等により、子どもたちの心の成長の糧となる生活体験や自然体験などの場が失われつつあります。

また、子どもたちの生活の中に情報機器が普及・浸透すること等により、子どもたちが多種多様な情報に接したり、発信したりすることが容易になってきており、それに伴って、間接体験・疑似体験等の著しい増加や危険性についての懸念も生じています。

主な取組

道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」の授業の充実を図るとともに、道徳科の時間を核として学校の全教育活動を通じて、西予市の未来を担う子どもの人格形成の基盤となる心情や意欲、態度並びに習慣等を育成します。

互いの関わりを大切にした集団活動の充実

子どもにとって、学校での特別活動や地域での体験活動は、道徳科の授業等で身に付けた道徳性を実践する大切な機会と捉え、人やもの、自然との関わりを大切にした集団活動や体験活動の充実を図ります。

情報モラル教育の充実といじめ根絶に向けた取組の充実

情報社会の利便性ととも、そこに潜む危険性に関する具体的な事例、それに伴うルール決めや遵守すべき事項等を明確に理解させるなど規範意識の醸成を図ります。

また、この取組は学校のみならず、社会や家庭を巻き込み、それぞれの立場で情報の共有化や児童生徒への教育を進めていきます。

西予市いじめストップ子ども会議などを活用して、子ども自身がいじめについて考え、いじめを防止する取組を進めるとともに、「西予市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめのない子ども社会の実現に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力した取組を展開します。

(3) 健やかな体の育成

運動を通じて、体力の向上を図るとともに生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育みます。また、基本的な生活習慣の定着を図り、健康的な生活をする意欲と態度を育成します。

さらに、食育により食に関する正しい知識と望ましい食習慣の確立を目指します。

現状と課題

体力に関しては、新体力テスト等の結果から判断すると、各学校での取組の成果が表れていますが、社会環境の変化等により、体力が低下傾向に向かうことも考えられます。あわせて一部の子どもたちには、スクールバスによる通学が体力低下を招くことが懸念されます。また、運動能力における二極化も懸念されるところです。本市においては、スポーツ振興計画も踏まえながら、子どもたちの体力の向上を図っていく必要があります。

家庭環境の変化に伴い不規則な生活習慣になることも考えられます。健やかな体を育てるためにも、基本的な生活習慣の定着を図ることが必要です。

朝食をとらずに登校したり、偏食をしたりするなど、健やかな体をつくる基本である食事がおろそかになりがちです。健康的な食習慣の確立を図り、丈夫な体をつくることも大切です。

地元で生産された新鮮で安全・安心な農・林・畜・水産物の一層の利活用を図るため、学校給食における地産地消の推進が求められています。

主な取組

体力の維持・向上と基本的生活習慣の定着

各学校における体育科・保健体育科の授業の充実を図るとともに、適切な課外活動や運動部活動への取組を展開していきます。

また、コミュニティ・スクールを生かして、さらに地域と連携した体力の維持・向上に努めます。

学校と家庭の連携・協力をさらに進め、家庭の教育力向上を目指した取組を支援していきます。

学校給食の充実

地域食材を活用した安全・安心な学校給食を提供し、地産地消による食育の推進と充実を図ります。

(4) 郷土愛を育むふるさと教育の推進

本市は、豊かな自然環境や歴史・文化などの素晴らしい教育環境に恵まれています。

学校では、さまざまな教科や領域において、本市の豊かな自然環境や歴史・文化などの素晴らしい教育環境を生かした教育に取り組みます。また、地域の自然や人材を活用し、地域住民と学校が一体となって地域に根差した学習活動を推進し、よりよい社会づくりに自ら関わっていける社会参画力を育む教育を推進します。

推進にあたっては、「西予市だからこそ推進したい教育」という視点を念頭に置き、ふるさとを愛し、ふるさとの未来を担う子どもの育成を目指します。

現状と課題

近年、核家族化や少子化、人のつながりの希薄化など、社会の変化による家庭や地域の教育力の低下が懸念されており、学校はもとより家庭、地域社会が一体となって、教育に取り組む必要があります。

すべての子どもたちが自らの能力を十分に発揮し、夢の実現に向かってチャレンジできるような機会を確保するとともに、開かれた特色ある学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備する必要があります。

主な取組

地域と連携した教育活動の推進

児童・生徒の実態や地域の状況等に応じて、指導方法や指導内容の見直しを行い教育課程の工夫を図ります。

また、コミュニティ・スクールの導入により、地域の人材を活用した特色ある学校づくりに取り組みます。

○四国西予ジオパークを生かした学習活動の推進

地域の財産である四国西予ジオパークや歴史、文化等を生かした教育活動の展開によって、地域（郷土）を愛する心の醸成を目指します。

また、各学校の教育活動計画にジオパーク学習を適切に組み入れていくなど、ふるさとの良さについて子どもたちが主体的に学ぶ活動を、学校教育活動のさまざまな場面で積極的に取り入れることで、ふるさと学習の充実に努めます。

（５）特別支援教育の推進

支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの障がいや発達段階に応じた支援や指導が受けられるような環境をつくります。

現状と課題

特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の教育支援計画・指導計画の作成や、関係機関との連携による支援・指導の取組が進んできています。障がいの状態に応じたきめ細かい支援の充実や、すべての教職員による学校全体で支援する体制の一層の整備が重要です。

主な取組

個に応じた学習及び生活支援に向けた校内体制の充実

一人ひとりの障がいや発達段階に応じた学習環境の整備と就学支援の充実を図るとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携した指導・支援の充実を図ります。

学校・家庭・関係機関の連携による特別支援教育の充実

障がい等により何らかの支援を必要としている児童生徒に生活支援員を配置し、健康面や身辺自立の支援、生活上の指示やアドバイス、コミュニケーション形成の補助、安心できる居場所づくり等の支援を行い、児童生徒が充実した学校生活を送れるように努めます。

（６）人権・同和教育の推進

すべての教育活動の基礎に人権尊重の理念をすえ、仲間意識に支えられた集団づくりや進路を保障する教育の実践、同和問題学習をはじめとするさまざまな人権学習の推進を図ります。

現状と課題

人権・同和教育は、人権尊重の理念を教育活動の基礎において、意図的・計画的・継続的に学習が積み重ねられています。

今後も、人権・同和教育を通していじめや差別を許さない集団づくりを進め、さまざまな人権・同和問題の解決への意欲や実践力の育成を進めていくことが重要です。

主な取組

○仲間意識に支えられた集団づくり

仲間づくりを意識した道徳教育、特別活動の推進に努めます。また、いじめの早期発見に向けた定期的調査の実施や相談体制の整備を行い、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

進路を保障する教育の実践

基礎・基本の定着を図るために、分かる授業を実施します。

また、進路指導のために放課後、長期休業を活用して個に応じた指導を行うなど明るい展望を持たせ、学ぶ意味を認識させるキャリア教育の充実を図ります。

同和問題学習をはじめとするさまざまな人権学習の推進

人権・同和問題の正しい知識を身に付けさせ、いじめや差別を許さない集団づくりに努め、道徳教育や人権・同和教育の一層の充実を図ります。

(7) 安全・安心な学校づくりの推進

関係機関との連携を深め、地域ぐるみの学校安全対策を充実させ、児童・生徒が安心して学べる安全な教育環境を整備します。また、自然災害や原子力災害に対する防災・減災教育や交通安全教育など学校の安全・安心に関する教育を通じて、自分の命は自分で守るという主体的態度を育成します。

現状と課題

近年、学校内や登下校時に、子どもたちが被害者となる犯罪や事故が発生しています。また、東日本大震災等の教訓から、自然災害には想定した被害を超える災害が起こる可能性があり、自らの危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動ができる力を身に付けることが必要です。

学校においてはこれまでも、危機管理のためのマニュアルや学校安全計画に基づいて教職員の研修及び子どもたちが災害や事件・事故から身を守るための指導や訓練を実施してきていますが、平成30年7月豪雨災害を経て、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災・減災教育の展開と一層の充実が求められています。

主な取組

防災教育の推進

災害発生時には自分の命を守るためにどう行動すればよいか、災害発生後自分たちに何ができるかなど、発達段階に応じて正しく判断し行動できる子どもを育てていくという視点で実践に取り組みます。さらに、コミュニティ・スクールの導入により、地域と学校が密接な連携を図りながら、家庭や地域の一員として災害に適切に対応できる能力の育成に努めます。

学校や地域での安全確保の推進

学校内への不法侵入者に対する警戒、通学路の安全点検や学校内外の見守りを強化します。また、通学路安全プログラムの実施やコミュニティ・スクールの導入による地域との連携により、登下校時の安全確保の充実に努めます。



防災教育の授業風景

(8) 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

人間性や専門性を高めるための研修活動の充実に努めていきます。また、管理職のリーダーシップや教職員一人ひとりの学校経営への参画意識を高めることにより、組織の活性化を図ります。

現状と課題

教職員には、安全・安心な学校づくりに加え、確かな学力の育成、いじめや不登校への対応、個に応じた教育の充実などに対して、適切に対応できる能力が求められています。そのためには、職務に対する責任感、探究力、自主的に学び続ける力等の専門職としての高度な知識・技能と総合的な人間力を更に高めるための、各種研修の充実に努める必要があります。

また、校長は、学校経営にあたり組織マネジメントの手法を活用し、家庭・地域と連携しながら、よりよい学校づくりのためにリーダーシップを発揮することが大切です。あわせて、教職員の学校経営への参画意識を高め、課題を共有して協働的な取組を行っていくことも重要です。

主な取組

自発的に取り組む研修活動

所属部会を整備し、研究活動の充実に努め、教科等の専門的な知識を高めるとともに、市教育研究大会の内容を充実させて研究・研修したことを共有化し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を図り、「分かる、考える、伸びる」授業の実践に努めます。また、ICT機器を有効活用した授業を研究し授業力の向上を図ります。

学校組織の活性化

管理職のリーダーシップのもと、学校の課題や教育目標が教職員に共有され、教職員一人ひとりが学校経営への参画意識を高めていけるよう支援します。また、コミュニティ・スクールの導入により、地域の学校運営参画を進め、学校組織の活性化を目指します。さらには、各学校において、情報の共有化を図り、管理職を中心に学校運営を組織として行えるよう支援していきます。

服務規律の徹底

教職員としての使命感や自覚を高める研修を推進し、体罰、ハラスメント、交通事故・違反等の非違行為、信用失墜行為の未然防止に努め、個人情報の適切な取扱いと管理体制の再点検を行います。

(9) よりよい教育環境づくりの実現

児童生徒の減少による学校の小規模化など、子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しています。学校教育施設は、災害時に地域の防災拠点の役割も担うため、地域の実情や必要に応じた施設整備や予防保全及び計画的な修繕に取り組んでいきます。また、グローバル化する社会に対応するために、GIGAスクール構想に基づいた教育環境の整備に努めます。

現状と課題

社会情勢の変化、過疎化・少子化の進行等の影響で、子どもたちを取り巻く環境が変化し、適正規模の学校運営や望ましい教育の在り方等に影響を及ぼしています。

子どもたちが社会の変化に柔軟に対応し、適応できる資質や能力を身に付けるため、個々の学習ニーズに応じた教育施設や設備の更なる充実と、教育情報化の進展等に対応することのできる学習環境の創出を目指す必要があります。

また、預かり保育や学童保育事業、児童館や図書館を活用した放課後の子どもたちの居場所づくりについて検討するとともに、関係機関と連携して子育て支援に取り組んでいく必要があります。

学校施設については、これまで耐震化を最優先に進めてきましたが、その一方では老朽化が進行しており、計画的な改修が必要です。また、家庭や社会の環境の変化に

伴い、学校施設の機能・性能の向上が求められており、少人数指導等に対応した学習環境やICT環境の整備、防災機能の強化、空調設備の設置など、学習環境の改善に取り組んでいく必要があります。

主な取組

放課後の子育て支援

放課後の子どもたちの居場所づくりについて検討するとともに、関係機関と連携して子育て支援に取り組んでいきます。

校舎の改築及びICT設備の整備等

既存校舎の状況に応じた改修や改築を実施するとともに、老朽化した施設の改修に努めます。また、ICT関連機器の充実に取り組みます。

小中連携教育の推進

小・中学校の教員が、互いに、情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育を推進します。

コミュニティ・スクールの推進

すべての小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校と地域が一体となり地域と共にある学校づくりを進めます。



交通安全教室（明浜小学校）

2 ライフステージに応じた社会教育の推進

(1) 生涯学習の推進～集い・学び・つながる場の創出～

人生100年時代を見据え、生涯にわたる多様な学習要求に的確に応え、豊かな人生を送るための生涯学習推進体制を目指します。いつでも、どこでも、誰もが気軽に学習できる場や機会の拡充に努めるとともに、スマートフォンやタブレットなどICTを活用した新しい学習やつながる場の創出を図っていきます。また、その学習の成果を適切に生かすことのできる「人づくり」「つながりづくり」及び「地域づくり」を推進します。

現状と課題

情報の多様化、学習内容の複雑化が進み、市民の学習意欲が高まる一方で、学習内容や方法のマンネリ化、一部参加者の固定化が見られます。広報活動は全市的に行っていますが、参加層や参加者に偏りがあるのも事実です。

今後、生涯学習推進体制を構築するため、地域課題の把握と研究、市民一人ひとりの学習ニーズを捉え「いつでも」「どこでも」「だれでも」参加できる多様な学習活動の展開と機会の提供により、広く市民に生涯学習の理念が浸透するよう努める必要があります。

主な取組

生涯を通じた多様な学習機会の提供

家庭教育

子育て中の保護者を支援するため、幼児教育や家庭教育・子育て応援グループの育成や相談会・学習会を開催し、子育ての応援を行います。

青少年教育

少子化や核家族化、地域連帯感の希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は社会情勢の中において常に変化しており、青少年に対する健全育成への取組が重要となっています。そのような中、放課後等に子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして放課後子ども教室や土曜教育活動を実施するとともに、野外活動を通して子どもの豊かな人間性を育むための野外活動交流事業に取り組み、青少年健全育成に努めます。

成人教育

成人であることを自覚し、自ら生き抜こうとする力を養います。

青年団や壮年会等への活動支援、各種学級活動・成人式・交流スポーツ大会の実施や会報の発行を行います。

婦人教育

地域によって組織運営が難しい婦人会については、維持活性化するよう支援します。女性団体連絡協議会への助成、環境学習会・いきいき学級・交流スポーツ大会の開催、会報の発行を行います。

高齢者教育

超高齢社会となり、地域社会の活力の低下、単身老人世帯の増加に伴う高齢者の孤立化等の問題が顕在化しつつある中で、行政機関や関係団体等と協働して社

会参加を促進し、生きがいもてるよう学級・講座を開催します。

防災教育

将来起こりうる想定される南海トラフ巨大地震等の大規模な災害に備え、地域住民や関係団体の防災意識を高めることが重要となっていることを踏まえ、地域防災力向上に向けた防災学習や防災キャンプ等関係機関との連携し実施します。

[さまざまな学習機会]



婦人教育（第19回せいよ婦人大会）



生涯学習講座事業（ふるさと学習会）



青少年教育 かるた倶楽部



青少年教育 愛護班活動



家庭教育 子育て支援事業



放課後子ども教室

(2) 地域づくり活動センターにおける教育活動の推進

地域づくり活動センターが地域の学びコミュニティの拠点となり、学校や地域社会を構築する関係機関・団体等との連携を図り、「人づくり」「つながりづくり」及び「地域づくり」を実践することのできる場とし、社会教育を推進します。より多くの住民が多様な活動に主体的に参加できるよう「個人の要望」だけでなく「社会の要望」にも応じた多種多様な学習機会を整備、提供します。そして、学んだ先にある実践へとつながる機会を設け、学びで得た知識や技能を地域社会へ還元することができる人材育成を目指します。

現状と課題

少子高齢化等に伴う過疎化が進む中、集落での生活や生産活動、さらにはコミュニティ機能が低下し、共同活動の継続が困難な状況が広がってきています。地域力の低下を最小限にとどめるため、地域学習の拠点になっている地域づくり活動センターの充実が、より一層求められています。

また、近年では、地域課題解決に向けた地域づくり活動の比重が大きくなってきており、現在の地域づくり活動センターには、社会教育以外の役割も期待されています。このような中、地域づくり活動センター推進計画では、「地域づくりの場」「支えあい・つながりの場」「人づくり・学びの場」「行政窓口の場」の4つの機能をセンターの柱と定め、地域と行政の協働による取組を推進しています。市民アンケートの結果を分析すると、今後の地域課題として南海トラフ大地震を想定した地域防災、公共交通などの移動手段、買い物の困難、空き家の管理などのご意見が多く見られました。各センターでは、地域の課題を分析し、地域の実情に応じた対策を進める必要があります。また、人づくり・つながりづくりを通じ、活発な地域コミュニティの醸成が求められています。

主な取組

地域と連携した地域づくり活動センター活動の充実

地域住民のニーズに応じた学習機会の提供による人づくりの推進、各社会教育団体や機関等との連携によるつながりづくりの推進を図っていきます。

また、地域の身近な行政機関として窓口業務を行うとともに、「地域づくりの拠点施設」として充実を図ります。

社会教育関係団体への支援と連携

地域の教育力を継続させていくため、組織的なネットワークづくりを推進します。

また、団体活動がスムーズに行われるよう、持続可能な体制づくりに向けた取組を支援し、互いがつながり合い、情報を共有しながら学ぶ場の提供に努めます。

○西予市結婚推進委員会の取組

増加傾向にある未婚率は人口減少や過疎化の一因ともなっています。西予市結婚推進委員会では独身者に対して結婚相談活動や婚活イベントを提供し、1組でも多くのカップルの誕生や結婚に結びつくよう活動を推進します。

(3) 心豊かでたくましい青少年の育成

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭・地域・学校・行政機関の連携強化を促進し、青少年を取り巻く諸問題に目を配り、市民総ぐるみによる青少年の健全育成に努めます。

現状と課題

青少年の非行防止、健全育成への取組は、青少年育成協議会、青少年補導センターが中心となり、各関係機関・団体との連携・情報交換等を行っています。活動としては市青少年育成協議会定例会及び各中学校区児童生徒をまもり育てる協議会を定期的開催し、問題解決に向け協議しています。

今後、少子化が進む中で、地域力で子どもたちの健全で豊かな心を育成することが求められます。

主な取組

青少年健全育成体制の強化

市青少年育成協議会や市青少年補導センター等の関係機関・団体と連携を密にし、体制を強化するとともに、非行防止や健全育成の啓発イベントを実施します。

四国西予ジオパークのジオサイトを活用した野外活動交流事業を実施し、健全な子どもの育成に努めます。

家庭、地域の教育力の向上

市青少年育成協議会では市民総ぐるみの「あいさつ運動」を展開し地域コミュニティ活動を促進するとともに、家庭、地域で子どもたちを見守り育てる教育力の向上に努めます。

国際化・情報化など社会情勢に適応した取組の推進

外国人や国際感覚の豊かな講師等による講座を開催し、実践に応じたコミュニケーション能力の向上を図ります。また体験活動等を通して、さまざまな国の参加者と交流することで国際化・情報化社会に適応できる能力を育み、心豊かで視野の広い子どもの育成に努めます。

【成果指標】	基準値（平成30年度）	目標値（令和8年度）
街頭補導回数	102回	130回
移動補導センター回数	13回	20回



国際交流事業への支援



野外活動交流事業
(アドベンチャーみかめ)



防災キャンプ

(4) 人権・同和教育の推進

「すべての人の人権が尊重される豊かな人権文化を育む」理念のもとに、生涯を通して、あらゆる機会をとらえ、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対して、正しく理解し、日常生活において一人ひとりの態度や行動に結びつくような人権感覚・人権意識の高揚を図ります。

現状と課題

わが国では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者及びその家族、北朝鮮による拉致問題などに関するさまざまな人権課題があります。学校、地域等で、あらゆる機会を通して人権について考える学習会を開催し、人権・同和教育に取り組んでいますが、更なる推進を図るために学習内容の充実が必要です。

そのような中、国が平成28年12月に施行した「部落差別の解消の推進に関する法律」では、部落差別の存在を認め、国・地方公共団体の責務を記しています。このことを重く受け止め、部落差別の解消を目指した具体的な取組を更に進めていくことが必要です。また、SNSを利用した差別の拡散など、新しい課題も発生しています。一人ひとりが自分の問題として捉え、真摯に向き合うことが大切です。

主な取組

学習機会の拡充と啓発活動の充実

地区別・校区別学習会の内容の充実を図るとともに、市内外で開催される研修会等に参加する機会を広く市民に提供し、人権学習、啓発活動を推進しています。地域の急速な過疎化が進む中、学習方法や学習機会のあり方を見直し、今後、新たな場面での啓発活動を視野に入れた人権・同和教育の充実を図ります。

人権・同和教育推進体制の充実及び指導者の育成

愛媛県人権教育協議会西予支部を中心に市内各地域において人権・同和教育学習会を推進します。さらに地域づくり活動センター等をメインとした地区別や学校単位で

実施している校区別等の学習会の充実を図るとともに、せいよ人権学び舎等、新しい学習会の取組を行い充実を図ります。あわせて、さまざまな人権問題の解決に向けた指導者の育成に努めます。

豊かな人権感覚を育成する教育・啓発の充実

世代、性別、立場等を問わず差別の現実から深く学べるよう「西予市人権のつどい」などの学習会・研修会等の改善・充実に努めます。また、人権カレンダーを作成し全戸配布したり、交流事業等にも積極的に人権的視点を取り入れ、人権感覚の育成に努めます。

【成果指標】	基準値（令和6年度）	目標値（令和8年度）
地区別人権・同和教育学習会等の開催回数	50回	60回

目標値の回数は令和6年度から5分会を廃止し、地区別学習会は基本27の地域づくり活動センターで実施します。

地区別 27
 校区別 17
 学び舎 5
 つどい 1
 その他 10

[さまざまな学習会]



西予市人権のつどい



地区別人権・同和教育学習会（明浜）



婦人会・若葉会人権・同和教育学習会（野村）



指導者研修会（三瓶）

（ 5 ） 図書館活動の推進

図書、記録その他必要な資料を収集・整理し、提供に努めます。地域の読書活動や情報交流の場として、幅広い世代の市民に親しまれる図書館づくりと活動の推進を図ります。

現状と課題

現在、西予市図書交流館は中央館 1 館と 7 つの分館で構成し、蔵書数は約 27 万冊（市民一人当たり 8.0 冊）です。

各館では受け入れ資料数が減少し、蔵書のバランスと鮮度の維持という資料管理が困難な状況にあります。魅力ある図書館環境、利用される図書館の推進には、書架の鮮度を保つための蔵書の更新、ICT化による利用促進が必要になっています。また、市内外の図書館相互の広域利用は増加傾向にあります。

主な取組

読書活動の普及啓発

子どもから高齢者まですべての市民が読書に親しむことができ、読書活動の拠点となる図書館の環境整備に努めていきます。また、子ども読書活動推進計画に沿った取組み、関係機関とのさらなる連携により読書活動の推進を図ります。

○図書館サービスの充実

情報発信による広報活動を推進し、地域のニーズにあった資料の収集に努めるとともに、市民の課題解決や知への欲求などのニーズに対応した学びや調べの場としてのサービスの充実に努めます。

【成果指標】	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 8 年度）
利用者数(図書を借りた人数)	41,571 人	49,000 人

3 人生を豊かにする文化芸術の振興

(1) 文化財の保存と活用

「西予市文化財保存活用地域計画」(令和5年12月文化庁長官認定)に基づき、文化財の保存と活用に取り組みます。市内の文化財の新たな価値を掘り起こし、文化財の保存、活用を進めます。また、地域に残る祭礼や伝統芸能の継承に努めます。

現状と課題

県内第2位の面積を有する本市には、多様な文化財が存在します(市指定文化財205件)。これまでに評価されていない埋もれた文化財も含め市内の文化財の計画的な調査及び評価と計画的・継続的な活用が求められています。

少子高齢化等に伴う過疎化が顕著な中、これまで受け継がれた多様な民俗文化財や祭礼等の継承に困難をきたす地域も見受けられます。

また、本市には多数の茶堂が建てられており、独特の山村景観を形成していますが、近年茅葺き茶堂が急速に減少しており、伝統的な景観や茅葺き技術が失われつつあります。

主な取組

文化財・文化遺産の保存と活用

市内の指定文化財や候補物件の専門的調査を通して、文化財の調査・評価を進めるとともに、新たな文化財の発掘に努めるほか、保存修理の支援や積極的な情報発信を図るなどして計画的な文化財の保存と活用を進めます。

茶堂についても、保存に努めるとともに活用を図ります。

文化財の継承と次世代を担う人材の育成

泉貨紙などの無形文化財や地域の祭礼・文楽などの多種多様な民俗文化財を後世に継承するとともに、文化財に携わる人材の育成に努めます。

【成果指標】	基準値(平成30年度)	目標値(令和8年度)
保存されている指定文化財の割合	100%	100%

(2) 文化の振興

文化や芸能の継承に努めるとともに、いつでも、どこでも、だれもが文化活動に取り組めるようさまざまな文化芸術や生活文化に触れる機会を創出します。

現状と課題

文化芸術は豊かな人間性や情緒を育み、教養を高め、生活に潤いをもたらします。

多くの市民が文化芸術を身近に鑑賞し、文化活動に参加できる機会を拡充する必要があります。

主な取組

文化の継承と次世代を担う人材の育成

地域文化や芸能の保存・継承を図るとともに、地域の実情に応じた人材の育成に努めます。

また、多くの市民が世代を超えて、文化活動に触れることができる機会を創出し、文化に対する市民の関心を高めることに努めます。

文化芸術、生活文化の振興

関係団体との連携を図り、文化祭や芸能祭などで、発表できる機会の充実に努めるとともに、いつでも、どこでも、だれもが参加できる体験型の場の提供に努めます。

また、質の高い優れた文化芸術を鑑賞できる機会を広く市民に提供することにより、生活文化の向上に努めます。

【成果指標】	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 8 年度）
文化祭等参加団体数及び文化会館利用者数	団体数：145 団体 利用者数：75,959 人	団体数：145 団体 利用者数：80,000 人



宇和文化祭展示



いけばな体験教室

(3) 文化活動の環境と基盤の整備

各文化施設の特徴を生かした活動を展開するとともに、計画的な展示内容の見直しを行います。施設の改修を行うことにより、安全で利便性の高い環境整備に努めます。

現状と課題

本市には、歴史系・博物館系施設、美術館系施設、文化会館系施設があります。

各施設において独自の活動を展開する施設がある一方で、基礎的な資料の整理等が必要な施設が見受けられます。

また、展示の効果を高めるためには、専門的知識を有する人材の確保のほか、施設間の連携を強化し広域的な事業を展開する必要があるとともに、施設整備・改修や展示の見直しも求められています。

特に、文化会館系の施設 2 館は経年劣化による施設の大規模な修繕も急務となり、計画的な修繕と社会的要請に応じた事業実施が求められています。

主な取組

文化施設の整備・充実

専門的知識を有する人材を確保し、各文化施設が有する資料等を整理し、施設の特色を生かした魅力ある展示により活性化に努めます。また、市の公共施設等総合管理計画を踏まえ、市内の文化施設の連携を強化するとともに広域的な事業展開に努めることで、施設活動の効果を高めます。

文化芸術の拠点施設でもある文化会館等については、施設の維持管理に努めるとともに、中長期修繕計画による施設設備の改修・更新を実施し、市民がいつでも安全かつ快適に文化芸術活動に親しめることができる環境や基盤の充実に努めます。

【成果指標】	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 8 年度）
各施設の入館者数	111,764 人	112,000 人



宇和文化会館



明浜歴史民俗資料館

(4) 西予市の特色を生かした文化施策の推進

西予市に残された遺跡・町並み・文化的景観などの特色ある文化遺産を生かし、西予市ならではの文化施策を推進します。古代ロマンの里構想や西予市宇和町卯之町重要伝統的建造物群保存地区の修理・修景整備及び重要文化的景観「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」の整備を進め活用を図ります。

現状と課題

本市の遺跡数は南予地域最多であり、かつ時代的に見ても南予地域で唯一、縄文、弥生、古墳、古代、中世の遺跡が連綿と存在しています。こうした遺跡を生かしたまちづくりの施策として「古代ロマンの里構想」が策定され、笠置峠古墳など拠点となる遺跡の整備や活用事業に取り組んでいます。一方で、構想の諸活動の拠点であり、遺跡を展示で紹介する拠点施設は未整備です。

平成 21 年に国の重要伝統的建造物群に選定された卯之町の町並み保存地区では、保存計画に則した整備を計画的に進めています。一方で、地区内住民の高齢化や後継者不足、それに伴う空き家や維持管理者の不在による建造物の老朽化などが大きな問題となっており、町並みの保存、建造物の維持管理が困難な状況にもなっています。市の空き家対策に加えて、民間事業者との官民連携による空き家問題解決への取組や、継続的な啓発活動により伝統的な町並み保存・活用に対する住民意識の向上を図る必要があります。

平成 25 年に四国西予ジオパークが日本ジオパークに認定されました。身近な大地の成り立ちや地球の時間軸を学ぶことを核として続けられてきた取組は、市内の地域資源の掘り起こしや再発見につながるとともに、防災減災や環境保全への意識向上にも結び付いています。

平成 31 年 2 月 26 日に重要文化的景観に選定された「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」では整備計画の推進及び文化的景観の重要な構成要素の保存・修理や活用が求められています。

主な取組

古代ロマンの里構想の推進

「古代ロマンの里整備活用基本計画」に基づき、遺跡の調査研究をもとに文化財指定を進め保存を図るとともに、遺跡の本質に基づく活用に取り組むほか展示公開など普及を図るなどして構想を推進します。また、愛媛県の歴史の道調査や詳細構想に基づく国史跡八幡浜街道笠置峠越の保存や周辺の文化財の把握を行い総合的な活用に努めます。

西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存計画の推進

卯之町町並み保存会との連携を深め、卯之町町並みの計画的な整備、保存と活用に努めます。

四国西予ジオパークと連携した文化施策の推進

四国西予ジオパークと連携した取組に努めます。

文化的景観保護推進事業の推進

西予市文化的景観保護審議会の意見や保存計画に基づき国庫補助等を活用しながら重要な構成要素等の修理・修景に努めるほか、住民とともにワークショップを開催するなどして狩浜の文化的景観の保護を図ります。



笠置峠古墳における葬送儀礼の復元



宇和海狩浜の段畑と農漁村景観
(国重要文化的景観)

4 健やかな心と体をつくる生涯スポーツの振興

(1) スポーツの普及・推進

市民がスポーツ活動を日常化し、生涯にわたって取り組めるように、市民のニーズに合ったスポーツイベント及び大会の実施や各分野における指導者の育成、施設の整備や有効活用を図ります。

また、子どもから高齢者、障がいのある人まで、市民誰もが能力に応じ、生涯にわたって身近にスポーツを親しむ環境を整え、地域に根差したスポーツの振興に努めます。

現状と課題

多くの市民がスポーツ活動に取り組めるように、西予市スポーツ協会や 総合型地域スポーツクラブ等、各種スポーツ団体と連携し生涯スポーツの振興を図ることが重要です。また、そのためには、本市のスポーツ振興計画を現状にあったものに見直す必要があります。

スポーツ指導者の育成については、子どもから高齢者、障がいのある人までの多様なニーズに対応できるよう、専門的知識と指導力をもった指導者の育成が求められています。

また、スポーツ施設の整備と有効活用については、既存の施設とともに小学校再編に伴い、社会体育施設に移管された施設の適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、継続的にスポーツに親しめる環境を整備することが求められます。

主な取組

生涯スポーツの普及と活動支援

軽スポーツ、ニュースポーツから競技スポーツまで幅広く推進し、市民の健康・体力の保持・増進はもちろんのこと、市民相互の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成することも目指します。また、いつでもスポーツに親しみ、見る、支えるスポーツ環境の充実や指導者の育成を図るとともに、西予市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の活動の支援に努めます。

スポーツ施設の整備・充実

老朽化したスポーツ施設が多く、また、現在の多種多様な競技に対応できない状況にあるため、運用の改善と適切な維持管理を行います。

また、災害時の避難施設としての対応や障がいのある人等に対する利便性の向上を含め、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に配慮した整備に努めます。

【 成 果 指 標 】	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 8 年度）
社会体育施設年間利用者数	162,039 人	213,600 人

（ 2 ）スポーツ施設の有効活用とトップアスリート等との交流推進

2020 年に策定した第 2 次スポーツ振興計画に基づき、適切に評価を行いながらスポーツ振興の施策に取り組みます。また、国体競技開催に向け整備した施設と育成した人材を活用し、全国大会規模の競技会誘致とスポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。

現状と課題

えひめ国体で整備された、西予市営宇和球場と西予市宇和運動公園は、現在多種多様な競技団体で利用されています。宇和球場については、野球場に特化することなく多面的な施設の有効利用と適切な維持管理が求められます。

平成 30 年 7 月豪雨災害により被災し、その災害復旧工事を終えた乙亥会館は、新たにトレーニング室等も設置しており、今後、幅広く社会体育施設としての活用を図る必要があります。

そのほか、選手だけでなく指導者も含め、トップアスリート等と交流する機会を設け、競技力等の向上を目指し、全国レベルの選手・指導者の育成に努める必要があります。

主な取組

競技スポーツの振興

全国大会出場選手への支援を行うほか、トップアスリート等を招へいしてのスポーツ教室やスポーツイベントの開催によりトップアスリートを身近に感じること

によって、より高い目標設定につなげて全国レベルの選手育成に努めます。

関係施設の整備・充実

2017 愛顔つなくえひめ国体西予市会場となった3施設を中心に、施設の有効活用並びに適切な維持管理に努めます。

(西予市営宇和球場・西予市宇和運動公園・西予市乙亥の里乙亥会館)

【成果指標】	基準値（平成30年度）	目標値（令和8年度）
全国大会出場件数	62件	100件



愛媛マンダリンパイレーツ
野球教室



西予市営宇和球場

第5章 推進体制

1 計画推進に向けて

本計画の施策を効果的かつ着実に推進していくためには、行政だけではなく、市民の参画のもと、関係機関・団体が連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

特に、次代を担う子どもたちについては、健やかな成長を見守り、育てていくため、それぞれの役割や責任を再認識して連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を進めます。

【庁内推進体制】

市教育委員会は、教育施策の実施主体として本計画を推進するとともに、市長部局も含めた関係者間の連携、協働に努めます。

【学校との連携】

市教育委員会が学校の教育活動や教育環境を的確に把握するとともに情報を共有し、学校と協働して教育を推進するための機動力のある組織づくりを行います。

【地域との連携】

地域において、豊かな自然や歴史・文化等を通してさまざまな体験や活動ができるよう機会の拡充に努めます。また、市民のだれもが能力に応じ生涯にわたって身近にスポーツに親しむ環境を整え地域に根差したスポーツの振興を図るよう努めます。

【国、県との連携】

国、県に対し、行政上必要な措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

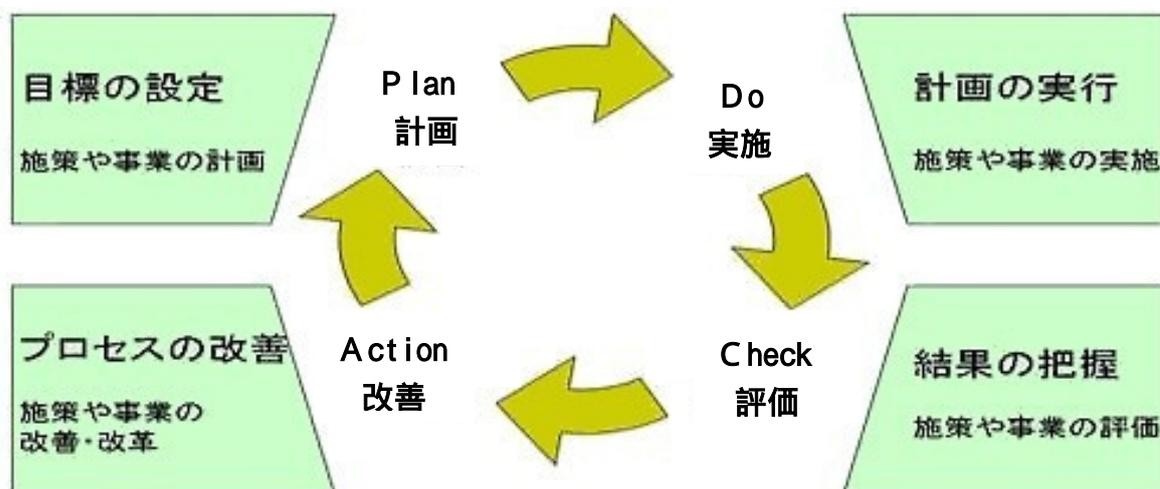
2 進行管理

この計画を着実に推進するために、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を評価・検証し、必要な見直し等を行い、効果的かつ有効的に事業を進めていく必要があります。

そのため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会が毎年行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の中で、この計画で示した事業の達成状況や効果について、担当課による自己評価及び学識経験を有する者の知見などを活用しながら、点検・評価と進行管理に努めます。

今後とも、限られた資源（予算）を有効に活用し、より効果的な施策や事業を行うため、Plan - Do - Check - Action（プラン - ドゥ - チェック - アクション）のマネジメントサイクルを活用します。また、事業概要（目的、コスト）評価結果を公開し、説明責任を果たしていきます。

【PDCAサイクル】



参考資料

1 用語説明

行	用語	説明
あ行	I C T	Information and communication technology の略。情報処理および情報通信。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
	生きる力	いわゆる「知・徳・体」のバランスのとれた力のことをいい、学校教育において、子どもたちに身に付けさせたい力の総称のこと。
	H I V感染者	ヒト免疫不全ウイルス(H I V)に感染した人。H I Vは、人のからだの中に入ると、表面にC D 4という受容体をもつ細胞に入り込み、さらにその細胞の核内染色体に組み込まれる。C D 4は、免疫の一翼を担っている白血球のヘルパーTリンパ球ももっているため、この細胞の中にも入り込み、破壊する。H I V感染症の終末状態をエイズ(A I D S : 後天性免疫不全症候群)という。
か行	核家族(化)	社会における家族の形態の一つである。具体的には、1 .夫婦とその未婚の子女 2 .夫婦のみ 3 .父親または母親とその未婚の子女 のいずれかから成る家族を指す。日本では、核家族世帯が60.5%近くを占める。
	各中学校区児童生徒をまもり育てる協議会	市内関係機関、団体が連携を保ち、児童生徒の問題行動等に対して予防策や解決策を協議し実践する組織。上部組織に、市青少年育成協議会がある。

か行	<p>かきぎとうげこふん 笠置峠古墳</p>	<p>この地域を治めた王の墓で、西南四国最古（4世紀）の古墳と考えられている。標高410mの高所に位置し、古墳の上に立つと宇和盆地や宇和海、九州などを望むことができる。現在は整備され、独特のしゃもじ形の古墳の形、竪穴式石槨（複製）などを見学することができる。</p>
	<p>国史跡八幡浜街道笠置峠越</p>	<p>宇和盆地と八幡浜をつなぐ主要な道として利用されていた峠道。遅くとも中世頃から利用されていた形跡があり、江戸時代には宇和島藩の参勤交代の道としても利用されていた。卯之町で開業していた二宮敬作やシーボルトの娘・楠本イネなどもこの道を通ったと言われる。現在は、石仏や遍路の墓、石畳などが残る。</p>
	<p>競技スポーツ</p>	<p>勝利を得ることや、技術・記録の向上を目指し、人間の極限への挑戦を迫るスポーツのこと。</p>
	<p>教育課程</p>	<p>教育内容の広範かつ一般的な計画という側面をもつ。カリキュラムの同義語と捉えられることもあるが、カリキュラムのうち、具体的な教育計画を指すこともある。</p> <p>教科・科目の目標や内容などを定めた教科課程・学科課程などと、それ以外のさまざまな活動からなる教科外活動などの2つの部門から成り立っている。</p>
	<p>教育基本法</p>	<p>日本の教育に関わる根本的・基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格をもつことから「教育憲法」「教育憲章」と呼ばれることもある。</p>
	<p>軽スポーツ</p>	<p>他に比べて運動強度が軽く、年齢を問わず気軽にできるスポーツのこと。ニュースポーツと呼ばれることもある。</p>

か行	限界集落	過疎化などで人口の 50%以上が 65 歳以上の高齢者になって冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっている集落を指す日本独特の概念である。
	古代ロマンの里構想	市内には多数の遺跡があり、その数は南予最多を誇る。古代ロマンの里構想は、こうした遺跡と周辺の文化財や自然、景観などを総合的に生かした地域づくりを行うものである。これまでに笠置峠古墳の整備や活用事業が進められており、ナルタキ古墳群など周辺の遺跡の整備、拠点施設の設置などを計画している。
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度のことであり、保護者や地域住民等が、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
さ行	市教育研究大会	年に 1 回、教科等ごとに授業を実施し、研究を深めている。現在は、5 支部が持ち回りで開催している。
	ジオサイト	地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける見学場所や拠点となる博物館のこと。例えば、地形の景観、岩石や化石が見られる崖、歴史建造物、植物の群生地など。

さ行	四国西予ジオパーク	<p>大地（ジオ）に関わる自然遺産と、関連する文化遺産の保全・活用を通じて、持続可能な地域づくりを行うことがジオパークの理念。</p> <p>四国西予ジオパークは、日本列島誕生の鍵を握るとも言われている「黒瀬川構造帯」を中心に、海拔 0m から 1,400m の標高差のなかで、大地の遺産、歴史・文化遺産、生態系など、多様な視点からジオの面白さに気づき、私たち祖先の歩みを学ぶ取組。</p> <p>平成 25 年 9 月 24 日に、西予市全域が日本ジオパークに認定された。</p>
	市指定文化財	<p>「西予市文化財保護条例」に基づき、西予市内に所在する文化財のうち、市教育委員会が「西予市指定文化財」として指定したもの。</p>
	市青少年育成協議会	<p>青少年問題のもつ重要性にかんがみ、関係団体相互の緊密な連携のもと、行政施策と呼応して、青少年を守る市民運動を展開する組織。下部組織に、各中学校区児童生徒をまもり育てる協議会がある。</p>
	市青少年補導センター	<p>市内の青少年問題を取り扱う関係機関、団体等が緊密な連携を図り、生活指導及び非行のおそれのある青少年に対する補導活動や健全育成に寄与する組織。支部組織は各町にあり下部組織に市青少年補導員会がある。</p>
	重要文化的景観	<p>地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことができないもの。(文化財保護法第二条第 1 項第五号)</p>

さ行	情報活用能力	情報 (information)と識字 (literacy) を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。「情報活用能力」や「情報活用力」、「情報を使いこなす力」とも表現する。
	生涯スポーツ	その生涯を通じて、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツのこと。
	所属部会	西予市の教職員が、各学校で担当している教科や教科以外の教育活動をもとに、分かれて研究活動を進めていく組織。
	食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	スポーツ指導者	スポーツ医・科学の知識を生かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる者。
	西予市宇和町卯之町 重要伝統的建造物群保存地区	江戸時代から戦前までの伝統的な建物が数多く残っている地区で、平成 21 年 12 月 8 日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定。建物の修理や町並みの雰囲気にあったカーブミラーの設置など、町並みを守り伝える活動に取り組んでいる。
	西予市スポーツ協会	西予市のスポーツを振興し、市民の健康・体力を維持・増進するとともに、市民相互の親睦を深めることを目的とする団体。

さ行	総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのことで、多様な趣味・関心、さまざまな技術レベルを持つ人々が、世代を超えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことができる。
た行	茶 堂	一間（約 1.8m）四方の方形で、屋根は茅葺きか瓦葺きの宝形づくりの建物。三方を開放して、正面奥一方を板張りにし、そこに棚を設けて石仏を祀っているものが多い。昔は遍路や旅人が茶堂でお茶の接待を受けたといわれる。現在は、虫送りなどの行事などに利用されていて、独特の農村景観を作り出している。
	地産地消	地元で生産されたものを地元で消費するという意味。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきている。
な行	2017 愛顔つなぐえひめ国体	平成 29 年に愛媛県で開催された第 72 回国民体育大会の通称。国体は「国民体育大会」の略で、各都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典。
	ニュースポーツ	子どもから高齢者まで、だれでも手軽に楽しめるように、既存のスポーツを年齢・体力・技術・環境などに応じて変形・改良したスポーツのこと。
は行	ハンセン病（患者・回復者）	ハンセン病は、感染力の極めて弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌感染症。かつては、感染によって手足等の末梢神経の麻痺や皮膚にさまざまな症状が起こり、病気が進むと顔や手足に後遺症が残ることから、不治の病と恐れられたが、治療薬「プロミン」が、昭和 23（1948）年日本でも採用され、完全に治る病気となった。

ま行	マネジメントサイクル	仕事をどのような過程で回すことが効率よく業務を行えるようになるかという理論のこと。
	民俗文化財	文化財の類型のひとつ。衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術（無形民俗文化財）及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件（有形民俗文化財）で、我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの。城川町窪野の八ツ鹿踊りや文楽の人形頭、衣装などの道具一式などがこれにあたる。
	無形文化財	文化財の類型のひとつ。演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものこと。本市では泉貨紙が無形文化財に該当する。
や行	ユニバーサルデザイン	【universal design】 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
ら行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
	歴史の道調査	文化庁が、近世以前に利用されていた道や運河などを「歴史の道」として保存・活用しようとしているもの。

2 西予市教育振興基本計画策定経過

開催期日	内 容
平成 24 年 12 月 20 日	作業部会 第 1 回会議 ・策定スケジュール等の協議
12 月 27 日	教育振興基本計画検討委員会設置要綱制定
平成 25 年 2 月 19 日	2 月定例教育委員会 ・教育振興計画策定目的、骨子の協議
2 月 22 日	検討委員会委員委嘱 検討委員会学校教育部会 ・部会委員の選任、教育振興基本計画の目的、骨子の協議
3 月 15 日	3 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画目的、骨子の承認
5 月 31 日 ~ 6 月 12 日	作業部会 ・教育振興基本計画骨子等の検討
6 月 27 日	6 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画策定状況報告、策定スケジュール報告
7 月 18 日	作業部会 第 2 回会議 ・教育振興基本計画の基本理念、基本目標、策定要領の確認、策定スケジュールの確認
8 月 5 日	作業部会 第 3 回会議 ・基本理念、基本目標の協議
8 月 28 日	教育振興基本計画検討委員会（全体会）第 1 回 ・検討委員会役員を選任、教育振興基本計画体系、方針（案）の協議
8 月 30 日	8 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画体系、基本理念、基本方針（案）の協議、承認
11 月 25 日	検討委員会学校教育部会 ・基本計画の内容協議
11 月 28 日	11 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画（案）策定状況の報告、協議
12 月 13 日	教育振興基本計画検討委員会（全体会）第 2 回 ・教育振興基本計画（案）の協議
12 月 20 日	12 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画（案）の報告、協議

平成 26 年 1 月 10 日	教育振興基本計画検討委員会（小委員会） ・教育振興基本計画（案）の協議
1 月 28 日	1 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画（案）の報告、協議
2 月 14 日～ 2 月 23 日	パブリックコメント募集
2 月 26 日	教育振興基本計画検討委員会（全体会）第 3 回 ・パブリックコメント実施結果の報告 ・教育振興基本計画（案）の最終協議
2 月 27 日	2 月定例教育委員会 ・教育振興基本計画（案）のパブリックコメント実施結果の報告
3 月 10 日	臨時教育委員会 ・教育振興基本計画の決定

【平成 27 年度計画一部改訂経過】

開催期日	内 容
平成 27 年 11 月 12 日	教育振興基本計画見直し通知 ・各課で見直し内容協議
12 月 20 日	平成 27 年第 12 回教育委員会定例会 ・計画骨子の協議
平成 28 年 1 月 20 日	平成 28 年第 1 回教育委員会定例会 ・計画骨子、内容協議
2 月 7 日	内部検討会 ・教育振興基本計画見直し案について協議
2 月 17 日	内部検討会 ・教育振興基本計画見直し案について協議
2 月 24 日	平成 28 年第 2 回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画見直し内容協議
3 月 10 日	平成 28 年第 2 回教育委員会臨時会 ・教育振興基本計画一部改訂の決定

【令和2年度計画一部改訂経過】

開催期日	内 容
令和元年6月10日	教育振興基本計画見直し通知 ・各課で見直し内容協議
令和2年3月15日	内部検討会 ・第4章 取り組むべき施策の展開、内容検討
4月28日	令和2年第4回教育委員会定例会 ・第4章 取り組むべき施策の展開、内容協議
5月26日	令和2年第5回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画一部改訂の協議
6月23日	令和2年第6回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画一部改訂の決定

【令和6年度計画変更経過】

開催期日	内 容
令和6年8月15日	教育振興基本計画見直し通知 ・各課で見直し内容協議
8月23日	内部検討会 ・教育振興基本計画見直し、内容検討
9月24日	令和6年第9回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画見直し、内容協議
10月29日	令和6年第10回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画見直し、内容協議
11月22日	令和6年第11回教育委員会定例会 ・教育振興基本計画変更の決定

3 西予市教育振興基本計画検討委員会設置要綱（平成 25 年度）

（設置）

第 1 条 西予市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の内容を検討するため、教育委員会に西予市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画策定に関わる助言及び提言
- (2) その他基本計画に関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第 6 条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、学校教育部会、社会教育部会及び文化体育部会を置く。

2 委員は、いずれかの部会に所属する。

3 部会は、部会長、副部会長及び委員で組織する。

4 部会長は、部会に所属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。

5 部会は、部会長が招集し、議長となる。

6 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

2 各部会の庶務は、当該各号に掲げる課において処理する。

- (1) 学校教育部会 学校教育課
- (2) 社会教育部会 生涯学習課
- (3) 文化体育部会 文化体育振興課

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員長は委員会の運営に関し、部会長は各部会に関し、それぞれの所属の委員に諮り決定する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

西予市教育振興基本計画検討委員会委員名簿（平成25年度）

部 会	氏 名		所 属
学校教育部会	1	大野 哲寛	中川小学校長 委員長 ・部会長
	2	木下 弘規	西予市校長会長（三瓶中学校）副部会長
	3	黒田 道代	田之筋小学校長
	4	矢野 数也	大野ヶ原小学校長
	5	川上 安弘	湊筋小学校長（幼稚園長代表）
	6	稲垣 徹	魚成小学校
	7	和家 秀樹	宇和町小学校
	8	久保田 温	高川小学校
	9	萩森 修一	大和田小学校
	10	酒井 教子	三瓶中学校
	11	三瀬 りえ	惣川小学校
	12	浅井 裕史	市P T A連合会顧問
社会教育部会	13	平田 珠美	学識経験者
	14	平磯 将	学識経験者
	15	市成 信一	学識経験者
	16	土居 典子	学識経験者 副部会長
	17	木村 次郎	学識経験者
	18	田中 清一	社会教育指導員
	19	宇都宮和義	社会教育指導員 副委員長 ・部会長
	20	渡辺 俊介	社会教育指導員
	21	山崎 秀敏	社会教育指導員
	22	竹崎 幸仁	社会教育指導員
文化体育部会	23	宇都宮一郎	体育部門学識経験者
	24	稲垣 修二	体育部門学識経験者
	25	市川 恵人	体育部門学識経験者
	26	船田 静男	体育部門学識経験者 副部会長
	27	菊池 昭	体育部門学識経験者
	28	浜田 又治	文化部門学識経験者
	29	稲垣 章	文化部門学識経験者 部会長
	30	武田 勉	文化部門学識経験者
	31	竹内 清和	文化部門学識経験者
	32	井上富士彌	文化部門学識経験者

（敬称略、順不同）

【お問い合わせ】 西予市教育委員会 教育総務課
〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
Tel : 0894-62-6430 Fax : 0894-62-1115
E-mail : kyouikusoumu@city.seiyo.ehime.jp